

**東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会**  
**第1回 下流域ワーキング**  
**議事概要**

事項	第1回 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会 下流域ワーキング	出席者	28名（事務局除く）
日時	平成26年8月8日（金） 10:00～12:00	場所	加古川総合庁舎2階 A、B、C会議室
内容	<p>1 開会</p> <p>（1）開会あいさつ</p> <p>（2）構成員紹介</p> <p>2 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会について</p> <p>（1）・設置要綱について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開要領について</li> <li>・推進計画策定にかかる体制</li> </ul> <p>（2）総合治水推進計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合治水とは</li> <li>・総合治水条例の概要</li> <li>・総合治水推進計画の策定スケジュールについて</li> </ul> <p>3 議事</p> <p>（1）東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画（素案）について</p> <p>4 その他（連絡事項）</p> <p>5 閉会</p>		
資料	<p>議事次第、出席者名簿、配席図</p> <p>資料 1-1 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会 設置要綱</p> <p>資料 1-2 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進協議会 公開要領</p> <p>資料 1-3 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画策定 にかかる体制</p> <p>資料 2 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画について</p> <p>資料 3 東播磨・北播磨・丹波（加古川流域圏）地域総合治水推進計画（素案） について</p> <p>資料 4 河川下水道対策の主な取り組み（下流ブロック）</p> <p>資料 5 加古川水系河川整備計画の概要</p> <p>資料 6 流域対策の主な取り組み（下流ブロック）</p> <p>資料 7 宝塚東高校及び阪神昆陽高校での校庭貯留</p>		

資料	資料8	校庭貯留の施設整備について	
	資料9	ため池や水田での雨水貯留	
	資料10	減災対策の主な取り組み	
	資料11	兵庫CGハザードマップ	
	資料12	県民だより ひょうご6月号	
	資料13	ジオラマ模型を活用した「総合治水の出前講座」	
	資料14	法華山谷川水系総合治水推進計画の取り組み【概要】	
	資料15	法華山谷川水系総合治水推進計画の概要	
	資料16	法華山谷川水系総合治水推進計画	
			総合治水条例パンフレット（知っとこ！）
			総合治水条例パンフレット（みんなでとりくもう！）
			総合治水条例パンフレット（総合治水条例の概要）
			フェニックス共済チラシ

## 1 開会

加古川土木事務所より開会のあいさつを行った。

事務局より、県民の紹介を行った。

## 2 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会について

### 2.1 設置要綱等について

事務局は、資料 1-1 により「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会 設置要綱」の説明を行った。

事務局は、資料 1-2 により「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進協議会 公開要領」の説明を行った。

事務局は、資料 1-3 により「東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画策定にかかる体制」の説明を行った。

### 2.2 総合治水推進計画について

事務局は、資料 2 により総合治水条例の概要、総合治水推進計画の策定スケジュールについての説明を行った。

### 3 議事

#### 3.1 東播磨・北播磨・丹波(加古川流域圏)地域総合治水推進計画(素案)について

主な意見

##### 3.1.1 全体について

- ・莫大な資料であり、すぐに意見は出しにくい。(県民 構成員)  
⇒意見がある場合は事務局に18日までに提出する。

##### 3.1.2 河川の整備及び維持について

- ・河川の河床が上がることで、水路の水位が上昇し、田んぼで浸水が発生している。定期的に維持浚渫等の維持管理が必要である。(県民 構成員)

##### 3.1.3 土地等の雨水貯留浸透機能の確保 (1) ため池

- ・稲美町のため池の数が73箇所と記載があるか、数値の精査をお願いしたい。(県民 構成員)
- ・池底掘削により雨水貯留機能を向上するとあるが、ため池それぞれに特徴があり、池底を掘削した場合、水が抜けてしまう場合もあり、例示の図は適切でない。(県民 構成員)
- ・ため池の水位を下げる場合、「同意を得た場合」と記載されているが、「水稻の作付けに影響のない範囲で」が、営農者には分かりやすい。(県民 構成員)

##### 3.1.4 土地等の雨水貯留浸透機能の確保 (2) 水田

- ・稲美町の水田の面積が1,398haと記載があるか、数値の精査をお願いしたい。(県民 構成員)

### 4 その他(連絡事項)

- ・8月29日に小野市のエクラで第1回推進協議会の開催を予定。
- ・12月頃に第2回推進協議会を予定。

### 5 閉会